

トライアスロンジャパン 公認審判資格制度「新規・更新基準（改定 2025/12/09）」

\* トライアスロンジャパン理事会（2025 年 12 月 17 日）承認

\* \* \* 目次 \* \* \*

1. 目的と展望
  2. 管理と育成
  3. 資格認定と業務（新規・更新共通）
  4. 公示と報告
  5. 資格の新規申請（資格 1～4）
    - [新規 1] トライアスロンジャパン第 3 種公認審判員資格（新規）
    - [新規 2] トライアスロンジャパン第 2 種公認審判員資格（新規）
    - [新規 3] トライアスロンジャパン第 1 種公認審判員資格（新規）
    - [新規 4] ワールドトライアスロン（TRI）テクニカルオフィシャル（新規及び更新）
  6. 資格の更新（更新 1～3）
    - [更新 1] 第 3 種、第 2 種公認審判員資格（更新）
    - [更新 2] 第 1 種公認審判員資格（更新）
    - [更新 3] 未更新者の特別対応（第 3 種、2 種、1 種共通）
- [補足 1] 公認審判資格証（第 1 種、第 2 種、第 3 種）：
- [補足 2] 新規認定料と更新料の基準（4 年に一度）
- [補足 3] TRI テクニカルオフィシャル認定セミナー（受講・更新料）
- [補足 4] 申請方法（第 1 種）兼：関連質問等の問合せ先
- [補足 5] トライアスロンジャパン第 1 種公認審判員資格（新規）
- [補足 6] トライアスロンジャパン第 1 種公認審判員資格（更新）
- [申請方法] トライアスロンジャパン第 1 種公認審判資格（更新）の統一フォーム申請

## 1. 目的と展望 :

トライアスロン、パラトライアスロン及び関連マルチスポーツが開催基準等による安全管理のもとに公正で公平な競技の推進のために公認審判員を養成し認定する。

このために、この競技に生かせる他競技の審判資格者の特別採用、トライアスロンジャパン審判未更新者復帰の特別措置及び年齢制限の緩和措置（高校生の導入）を講じるなどにより、トライアスロンジャパン公認審判員体制の充実を図る。

これらを促進するために、講師の学習機会を増やし、広域レベルでの技術審判の実施状況を学びながら、地域に根ざした技術審判体制構築をめざす。

また、社会的に普及し実用化され始めたオンラインによる講習会の開催を活用し、全国の審判ネットワークを構築する。

これらの目標の一つとして、ワールドトライアスロン（TRI）やアジアトライアスロン（AST）などの管轄大会、国民スポーツ大会正式競技、日本選手権、地域ブロック選手権そして全国の 300 を超える大会・イベントにおいて、主催地に配慮しながらも選手第一主義（アスリート・ファースト）を実現する。

さらに男女雇用機会均等の国家方針により、全国の都道府県に男女各 2 名以上の第 1 種公認審判員を設置する。これに関連し、LGBTQ やパラスポーツ対象者の参入を容易にし、世界的な人権擁護の DEI テーマにも即応するものとする。

選手たちが大会で納得のゆくことを第一義にしながらも、同時に公認審判員・テクニカルオフィシャルたちが達成感を感じられるよう「トライアスロンを謳歌するために」を継続的テーマとする。

## 2. 管理と育成 :

1) トライアスロンジャパンは、公認審判員の管理と育成をトライアスロンジャパン加盟団体（47 都道府県）に委託する。管理と育成の手順は、トライアスロンジャパン技術委員会が作成しトライアスロンジャパン理事会の承認を得て、加盟団体に配布する。なお、審判講習会の実施様式は、実会場に加えオンライン方式や両方式混合での実施を可能とする。

2) 第 1 種・2 種・3 種資格の認定料・更新料（文末[補足 2]参照）は、いずれも「受講者の所属する加盟団体（以下、所属団体）」が受け取り、トライアスロンジャパンへの納入は免除する。なお、認定料・更新料は、加盟団体が（文末[補足 2]）を上限に任意に設定することができる。大学生・高校生に対する認定料・更新料は、無料とするか減額することを奨励する。なお、公認審判員のトライアスロンジャパン総合的管理システムの構築はトライアスロンジャパン会員制度との連携を考慮しながら、実現可能性を継続検討する。

3) 加盟団体の裁量で行う「審判員限定登録（トライアスロンジャパン登録の一部）」では、トライアスロンジャパン登録料を免除する。加盟団体もこれに準じる。

4) 所属団体は、トライアスロンジャパン公認審判員証（電子データ型式）を発行する。さらに、トライアスロンジャパン会員カード発行を基本とする。

### 3. 資格認定と業務（新規・更新共通）：

1) 第3種と2種は、加盟団体が任意に「認定講習会及び更新講習会（以下、講習会）」を主催（以下、主催団体）し、結果報告を受けた受講者の所属団体が認定する。所属団体以外の講習会受講は、事前に所属団体の承認を受ける。

認定者の名簿（氏名、性別、資格、認定講習会日時・場所）を明記し、トライアスロンジャパン細則第17条（提出書類）に則り報告する。

2) 第1種は、本文中の< [新規3]及び [更新2]>により、トライアスロンジャパン理事会（3月開催）が認定する。トライアスロンジャパンへの申請は、毎年2月1日から3月10日迄に行う。

3) 資格は、所属団体の理事会が承認した日から、有効とすることができます。ただし、所属団体の裁量で、次の年度開始日（4月1日）を認定日とすることができます。

4) 有効期限は、認定日から4年間とする。

備考) 最長4年間、最短1年間以内となる場合、加盟団体の裁量により認定料・更新料を減額して調整する。さらに、認定料・更新料をゼロとした場合の加盟団体の諸状況を確認し、公認審判員数の低下策としてこれらを無料とすることを検討する。その他、加盟団体が特別に実施している特別措置を検討する。

### 4. 公示と報告

1) 主催団体は、講習会実施要項を公示（ウェブサイトなど）する。所属団体は、審判資格者名・資格期限等を公示する。

2) 主催団体と所属団体は、本制度の実施で特例対応をする場合は、双方で調整する。

3) 開催届及び公認審判員申請書を含む結果等のトライアスロンジャパン報告は、前項3. 資格認定と業務（新規・更新共通）によるものとする。第1種は、本文中を参照。

### 5. 資格の新規申請（資格1～4）

#### [新規1]トライアスロンジャパン第3種公認審判員資格（新規）

1) 受講資格：受講翌年度4月1日に15歳以上のトライアスロンジャパン登録者（トライアスロンジャパン加盟団体により、審判のみ登録が可能）。受講者は、所属団体の事前承

認を得て参加する。なお、18歳未満では、所属する学校等の承認を受けなければならない。

2) 実施手順：主催団体が実施要項を公示（加盟団体ウェブサイト掲載等）する。主催団体の実施報告を受けた所属団体は、「審判員名・性別・取得年月日、会場」を公示する。

3) 講習内容：認定講習会 2 時間以上。認定試験は不要とするが、理解度確認の簡易テストを行うことができる。

#### [新規2] トライアスロンジャパン第2種公認審判員資格（新規）

1) 受講資格：第3種資格者で2年以上の審判、運営実績を有する者。顕著な活動実績を評価し、チームワークを尊重し人間力を高める努力ができる者。所属加盟団体にて特例を設けることができる。

2) 講習内容：認定講習会 3 時間以上。簡易テストや「作文（例：理想の審判員、他）」を課題とすることができます。

#### [新規3] トライアスロンジャパン第1種公認審判員資格（新規）

1) 申請資格：

- a) 第2種審判員での技術・審判、運営業務を3年以上継続的に行い、3大会以上の実績があり、チームワークを尊重し人間力を高める努力ができる者。所属加盟団体から推薦を受けた者。
- b) 審判業務を行った大会開催地の加盟団体や該当ブロックの評価を考慮することができる。
- c) 上記に満たない場合でも、集中的な業務実績やトライアスロン以外での関連実績などを評価し、特例を認めることができる。

2) 申請内容と承認手順（加盟団体の推薦）

- a) 申請者は、第1種審判資格取得のために「決意表明（400～600字程度）＊である調。」及び「過去3大会以上の報告（書類提出または研修会・会議での発表）」を所属団体に提出する。
- b) 前述の他に、作文（3,000～6,000字。「である調」）提出を選択できる。詳細は本頁末参照。
- c) 所属団体の理事会が申請を承認する。承認にあたっては前述の書類のほかに、申請者の当理事会での発表、大会開催地の加盟団体や該当ブロックでの評価を考慮することができる。
- d) トライアスロンジャパンへの申請は、毎年2月1日から3月3日迄に行う。トライアスロンジャパン理事会（3月開催）が審議する。トライアスロンジャパンへの「決意表

明」などの提出は不要とする。申請フォームは最終頁参照。

[新規4] ワールドトライアスロン（TRI）テクニカルオフィシャル（新規及び更新）

- 1) 申請資格：トライアスロンジャパン第1種・第2種審判資格者で所属加盟団体の推薦を受けた者。なお、参加希望者は、事前に所属加盟団体に届け出て承認を受ける。
- 2) 参加定員（各大会募集定員）を超えた場合、トライアスロンジャパン審判資格、審判業務実績（技術代表、審判長実績）及び実践英語力（参考）により選考する。
- 3) 本資格の実施及び認定は TRI 基準による。

備考1) 申請内容の選択（作文での申請）

- a) 作文課題：「大会運営面・技術面への提案」、「審判技術向上への提案」のいずれか、または両方を基本にまとめる。
- b) 3,000～6,000字。「である調」。電子データ提出基本。
- c) 大会（準備活動・練習会含む）での技術・審判・運営の実体験（視察、テレビ、メディア報道等含む）から展開されることを主題とする。既成の文章を単にまとめたものではない、独自の分析や見解・展望が示されていること。
- d) 所属団体に提出し、トライアスロンジャパンへの提出は不要とする。

<以上、トライアスロンジャパン第3種、2種、1種・新規申請基準。以下、各更新基準>

## 6. 資格の更新（更新1～3）

[更新1] 第3種、第2種公認審判員資格（更新）

- 1) 更新の基本
  - a) 4年に一度以上の更新講習会参加により更新を受ける。研修会はオンライン講習会を含むものとする。
  - b) 主催団体（ブロック開催も可）は、講習会要項を公示（ウェブサイトなど）する。
  - c) 加盟団体が任意に講習会を主催し、受講者の所属団体が認定する。所属団体以外の講習会受講は、事前に所属団体の承認を受ける。
  - d) 審判・関連活動、講習会出席、報告提出などを評価し、更新講習会出席に代えることができる。テクニカルオフィシャルセミナー、コーチングシンポジューム、指導者認定講習会などを対象とすることができます。
  - e) 開催届及び公認審判員申請書を含む結果のトライアスロンジャパン報告は、前項3. 資格認定と業務（新規・更新共通）によるものとする。

## [更新2] 第1種公認審判員資格（更新）

1) トライアスロンジャパン技術委員会が設ける更新基準により、加盟団体ごとに更新の推薦基準を設ける。更新者はトライアスロンジャパン理事会が承認する。

2) 所属団体の理事会が申請を承認する。承認にあたっては前述の書類のほかに、申請者の当理事会での発表、大会開催地の加盟団体や該当ブロックでの評価を考慮することができる。

### 3) 加盟団体の第1種更新の留意事項

a) 加盟団体（ブロック開催も可）は、第1種公認審判員資格の更新者の更新の各種発表機会を第3種、第2種の研修機会に活用するものとする。そのため、第1種の更新講習会要項を公示（加盟団体のウェブサイトなど）する。トライアスロンジャパンへの開催届は結果報告に盛り込むものとする。

b) 審判実績（大会・記録会、フォーラム・研修会出席など）、又は作文（自由型式）提出を更新講習会出席に代えることができる。

c) 所属団体が評価し、トライアスロンジャパンに推薦する。

トライアスロンジャパン第1種公認審判資格（更新）の申請について、申請方法を統一し、フォーム入力といたします。

\* 更新：<https://ws.formzu.net/dist/S796889759/>

申請フォームは巻末参照。

d) 所属団体は、毎年、2月1日から3月3日迄に申請する。トライアスロンジャパン理事会（3月開催）での審議とする。

## [更新3] 未更新者の特別対応（第3種、2種、1種共通）

1) 加盟団体の裁量により、未更新の正当な理由があり、継続意志があれば、講習会受講などにより、同一レベル又は下位資格で復帰できる。

2) 前述の場合、過去の年会費の支払履行を原則とするが、加盟団体の裁量に委ねる。

3) 詳細については、所属団体の理事会レベルで対応する。

備考：各加盟団体・ブロックにおいて、審判資格者及び大会関係者の技術向上のため、各地での事例研究などの勉強会等を継続的に開催する。実施においては、オンライン講習会を評価し、さらに、全国各地での行われるオンライン技術審判講習会などへの参加を評価するものとする。

<以上、トライアスロンジャパン 第3種、2種、1種・更新基準。以下、補足1～6。>

[補足 1] 公認審判資格証（第 1 種、第 2 種、第 3 種）：

所属団体が、主催団体からの報告を受け、電子データ版（※）で発行する。主催団体が、所属団体の委任を受けて発行することができる。有効期間（4 年間）は、認定後、即刻有効とする。（※）加盟団体送付済。再送希望はトライアスロンジャパン事務局へ。

[補足 2] 新規認定料と更新料の基準（4 年に一度）

第3種：認定料 1,000 円、更新料 1,000 円（受験/受講料 1,000 円基本）

第2種：認定料 2,000 円、更新料 2,000 円（受験/受講料 2,000 円基本）

第1種：認定料 3,000 円、更新料 3,000 円（更新研修料：実費）

\*認定料・更新料（所属団体により増減可）は、受験者の所属団体に納入する。なお、受験/受講料（会場経費等により減額可）は、講習会の主催団体に納入する。

なお、認定料・更新料は、加盟団体が（文末[補足 2]）を上限に任意に設定することができる。大学生・高校生に対する認定料・更新料は、無料とするか減額することを奨励する。さらに、公認審判員の増加対策として認定料・更新料の無料化や特別対応を検討する。

[補足 3] TRI テクニカルオフィシャル認定セミナー（受講・更新料）

レベル 1：新規受講料：25,000 円、更新受講料：15,000 円

レベル 2：新規受講料：30,000 円、更新受講料：20,000 円

[補足 4] 申請方法（第 1 種）兼：関連質問等の問合せ先

a) 申請様式（頁末参照）を次の 2箇所に電子メールで同時送信。

「件名指定」：第 1 種審判断新規申請（所属都県名）

・トライアスロンジャパン技術委員長 (kazuhiro.ito@jtu.or.jp)

・トライアスロンジャパン事務局 (jtuoffice01@jtu.or.jp)

[補足 5] トライアスロンジャパン第 1 種公認審判員資格（新規）

トライアスロンジャパン第 1 種公認審判資格（新規）の申請について、申請方法を統一し、フォーム入力といたします。

\*新規：<https://ws.formzu.net/dist/S62182641/>

申請日：毎年 2 月 1 日から 3 月 3 日迄に申請フォームに入力すること

[補足 6] トライアスロンジャパン第 1 種公認審判員資格（更新）

トライアスロンジャパン第 1 種公認審判資格（更新）の申請について、申請方法を統一し、フォーム入力といたします。

\*更新：<https://ws.formzu.net/dist/S796889759/>

申請日：毎年 2 月 1 日から 3 月 3 日迄に申請フォームに入力すること

◎個人情報は、審判資格に係わる分析及び関係情報送付に利用する。また、公認審判員資格者の名前、性別、所属加盟団体、取得年月日は、トライアスロンジャパンウェブサイトまたはトライアスロンジャパン加盟団体サイトに掲載することがある。詳細は、トライアスロンジャパン個人情報保護方針※による。

※) <http://www.jtu.or.jp/privacy/>

過去関連データ)

JTU 公認審判資格制度「新規・更新基準」

(＊JTU 理事会（2017 年 5 月 26 日）承認

<https://archive.jtu.or.jp/marshal/pdf/20170609.pdf>